

徳島東部都市計画地区計画の決定（徳島市決定）

都市計画徳島市東大工町・紺屋町地区等地区計画を次のように決定する。

名 称	徳島市東大工町・紺屋町地区等地区計画										
位 置	徳島市東大工町一丁目、東大工町二丁目、東大工町三丁目の全部 徳島市新町橋二丁目、大道一丁目、幟町一丁目、籠屋町二丁目、富田町二丁目、両国橋、紺屋町、 南新町一丁目、南新町二丁目、鷹匠町一丁目、栄町一丁目、秋田町一丁目の各一部										
面 積	約5.7ha										
区び 域保 の全 整に 備関 ・す 開る 発方 及針	<p>本区域は、本市中心市街地活性化計画の南の核に位置づけられており戦災復興土地区画整理事業により整備が行われ、今後一層の高度利用が見込まれる区域である。</p> <p>このため地区計画を策定し、健全な商業地としての誘導と、地区の敷地の狭小化による建築物の過密化の防止を行うことにより、適正かつ合理的に土地を利用し、良好な都市環境を形成保持することを目標とする。</p> <p>この場合において、商業地としての土地の合理的かつ健全な高度利用を促進するため、建築物の共同化や中高層化を進め、公開的空地等のオープンスペースを確保するなど誘導に努める。また、本市中心市街地の南の核として個性豊かで魅力ある商業地とするよう、安全、快適な歩行者空間の創造と良好な都市景観の形成に配慮した公共施設の整備及び建築物等の整備を行うものとする。</p>										
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値とする。 ただし、建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合においては、当該区域の内外にわたる全体の敷地面積によって同表を適用する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積（単位 平方メートル）</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250以上</td> <td>60 10</td> </tr> <tr> <td>100以上 250未満</td> <td>50 10</td> </tr> <tr> <td>100未満</td> <td>40 10</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積（単位 平方メートル）	割合	250以上	60 10	100以上 250未満	50 10	100未満	40 10
敷地面積（単位 平方メートル）	割合										
250以上	60 10										
100以上 250未満	50 10										
100未満	40 10										

「区域は、計画図表示のとおり。」

徳島市東大工町・紺屋町地区等地区計画

